

Ⅱ-3-2. 記録装置、汎用電子計測装置パラメータシート 様式選択ガイド・記入要領

(1) 利用に際しては関係法令を熟知の上、下記の項目に対応する適切な様式を選択して下さい。

記録装置、汎用電子計測装置	[種類]	[関係省令番号]	[パラメータシート様式番号]
	「医療用に設計された装置」または 「医療用に設計された装置に組み込まれたもの」	第4条～第14条	<u>0-01貨</u>
	サンプリングオシロスコープ	第6条第九号	<u>6-9</u>
	アナログデジタル変換器 (モジュール、電子組立品、又は装置) (4の項の中欄に掲げるものを除く)	第6条第十号	<u>6-10</u>
	デジタル方式の記録装置	第6条第十一号	<u>6-11</u>
	他の貨物に使用するように特別に設計されたもの、又は他の貨物と同じ機能特性のものは他の貨物で判定する。 他の貨物を明確にすること。		

- (2) 回答欄の()内には、カタログ等に記載の仕様を記入する。
- (3) カタログ、仕様書等は必要に応じて別紙として添付すること。
- (4) 判定しにくい場合、条件付きの場合等は備考欄に注記すること。備考欄には、別添の技術資料等の対応する箇所の参照番号を記入すること。
- (5) 本パラメータシートで適用される貨物の解釈及び用語の解説は、「輸出管理品目ガイダンス」や「関係法令集」を参照のこと。

アナログデジタル変換器(4の項の中欄に掲げるものを除く^{注1})

(他の貨物に使用するよう特別に設計されたもの、又は他の貨物と同じ機能特性のものは他の貨物で判定し、本パラメータシートは使用しない。)

輸出令別表第1の7の項(10)、省令第6条第十号イ、ロ

貨物名：
 メーカー名：
 型式及び等級：

パラメータシート
 エレクトロニクス・貨物
 様式：6-10

(1/2)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置(4の項の中欄に掲げるものを除く)			
ロ(一) デジタル化されたデータを出力するものか?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓(二)へ	<input type="checkbox"/> はい ←イへ	
(二) デジタル化されたデータを記録するものか?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓(三)へ	<input type="checkbox"/> はい ←イへ	
(三) デジタル化されたデータを処理するものか?	<input type="checkbox"/> いいえ 判定終了(非該当)	<input type="checkbox"/> はい ↓イへ	
イ 分解能が8 bit以上か?	<input type="checkbox"/> いいえ ()bit 判定終了(非該当)	<input type="checkbox"/> はい ()bit ↓	
(一) 分解能が8 bit以上10 bit未満のものであって、サンプルレートが1.3 GSPSを超えるものか?	<input type="checkbox"/> いいえ ()bit () GSPS ↓	<input type="checkbox"/> はい ()bit () GSPS 判定終了(該当)	GSPS: ギガサンプル毎秒
(二) 分解能が10 bit以上12 bit未満のものであって、サンプルレートが1 GSPSを超えるものか?	<input type="checkbox"/> いいえ ()bit () GSPS ↓	<input type="checkbox"/> はい ()bit () GSPS 判定終了(該当)	
(三) 分解能が12 bit以上14 bit未満のものであって、サンプルレートが1 GSPSを超えるものか?	<input type="checkbox"/> いいえ ()bit () GSPS ↓	<input type="checkbox"/> はい ()bit () GSPS 判定終了(該当)	
(四) 分解能が14 bit以上16 bit未満のものであって、サンプルレートが400 MSPSを超えるものか?	<input type="checkbox"/> いいえ ()bit () MSPS ↓	<input type="checkbox"/> はい ()bit () MSPS 判定終了(該当)	MSPS: メガサンプル毎秒
(五) 分解能が16 bit以上のものにおいて、サンプルレートが180 MSPSを超えるものか?	<input type="checkbox"/> いいえ ()bit () MSPS ↓	<input type="checkbox"/> はい ()bit () MSPS 判定終了(該当)	
判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
該当項番	① 輸出令別表第1の7の項(10) ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第6条第十号		

アナログデジタル変換器(4の項の中欄に掲げるものを除く^{注1)})

(他の貨物に使用するように特別に設計されたもの、又は他の貨物と同じ機能特性のものは他の貨物で判定し、本パラメータシートは使用しない。)

パラメータシート
エレクトロニクス・貨物
様式:6-10

(2/2)

輸出令別表第1の7の項(10)、省令第6条第十号イ、ロ

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

- 注1: 4の項(23)、貨物等省令第3条第二十四号で規制されるアナログデジタル変換器の該非判定に、本パラメータシートは使用しない。
- 注2: 回答欄の()内には、カタログ等に記載の仕様を記入する。
- 注3: 「アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置」は、以下のものを含む。
アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード、トランジェントレコーダー
- 注4: 「アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置」は、以下のとおりとする。
イ nビットの分解能とは、 2^n レベルに相当する量子化能力をいう。
ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すADCのデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するにあたり、使用しない。
ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するモジュール、電子組立品又は装置については、そのサンプルレイトは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。
ニ インターリーブ型のチャンネルを有する複数のチャンネルを有するモジュール、電子組立品又は装置のサンプルレイトは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレイトを集合させた最大のレイトをいう。
- 注5: 「アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置」から除外されるもの
サンプリングオシロスコープ、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー、マイクロ波用試験受信機は、それぞれ貨物等省令第6条第九号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。
- 注6: 「電子組立品」の解釈
複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。
- 注7: 「モジュール」の解釈
基板上に回路素子、個別部品又は集積回路を相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが不可能なものをいう。
- 注8: 「記録」の解釈
アナログデジタル変換した連続的なデータをメモリに保存することをいう。
- 注9: 「サンプルレイト」の解釈
ADC(オーバーサンプリング型ADCを除く。)において1秒当たりのアナログ入力で測定される最大のサンプル数をいう。オーバーサンプリング型ADCにおいては、その出力ワードレイトをサンプルレイトという。サンプルレイトは、サンプリングレイト(メガサンプル毎秒又はギガサンプル毎秒で表示。)又は変換レイト(ヘルツで表示。)ともいう。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印

Ⅱ-3-3. 汎用電子試験装置パラメータシート 様式選択ガイド・記入要領

- (1) 利用に際しては関係法令を熟知の上、下記の項目に対応する適切な様式を選択して下さい。
複合機能装置の場合、各々の機能の判定が必要です。

[種 類]	[関係省令番号]	[パラメータシート 様式番号]
汎用電子試験装置		
「医療用に設計された装置」または 「医療用に設計された装置に組み込まれたもの」	第4条～第14条	0-01貨
周波数分析器 (スペクトラムアナライザー)	第6条第十二号	6-12
信号発生器	第6条第十三号	6-13
ネットワークアナライザー	第6条第十四号	6-14
マイクロ波用試験受信機 (マイクロ波用機器若しくはその部分品又は ミリ波用機器の部分品)	第6条第十五号	6-15
原子周波数標準器	第6条第十六号	6-16
	[告示貨物を含む]	
他の貨物に使用するように特別に設計されたもの、又は他の貨物と同じ機能特性 のものは他の貨物で判定する。 他の貨物を明確にすること。		

- (2) 回答欄の()内には、カタログ等に記載の仕様を記入する。
- (3) カタログ、仕様書等は必要に応じて別紙として添付すること。
- (4) 判定しにくい場合、条件付きの場合等は備考欄に注記すること。備考欄には、別添の技術資料等の対応する箇所の参照番号を記入すること。
- (5) 本パラメータシートで適用される貨物の解釈及び用語の解説は、「輸出管理品目ガイダンス」や「関係法令集」を参照のこと。
- (6) 周波数分析器(スペクトラムアナライザー)、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機については、ハーモニクミキサ又はコンバータを取付け可能なものであっても本体のみで判定する。
ハーモニクミキサ又はコンバータは、様式:6D-11で判定する。
- (7) 周波数シンセサイザーを用いた電子組立品は、様式:6D-12-4で判定する。